

# 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の 生産行程についての検査方法

## 1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程についての検査方法を規定する。

## 2 引用規格等

次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。

**JAS 0013** 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和2年3月17日農林水産省告示第512号）

## 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0013** 及び持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準による。

## 4 生産行程についての検査

生産ロットごとに、次によって検査をしなければならない。ただし、鶏卵流通業者及び鶏肉流通業者にあつては、**b)**を除く。

- a) 当該生産についての記録の調査（**箇条 5** 参照）
- b) 当該生産行程の実地の調査（**箇条 6** 参照）

## 5 生産についての記録の調査

**5.1** 次に掲げる事項について、当該生産ロットの生産についての記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認をしなければならない。ただし、卵用鶏養鶏業者にあつては、**b)**及び**d) 2)**を、肉用鶏養鶏業者にあつては、**a)**、**b) 2)**及び**d) 1)**を除き、卵選別包装業者にあつては、**a) 2)**、**f) 5)**及び**g)**に、食鳥処理業者にあつては、**b)**、**e) 2)**、**f) 5)**及び**g)**に、鶏卵流通業者にあつては、**a) 2)**及び**f) 5)**に、鶏肉流通業者にあつては、**b) 2)**及び**f) 5)**に限る。

- a) 卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項  
卵用鶏・鶏卵の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。
  - 1) 卵用鶏の区分管理
  - 2) 鶏卵の区分管理（受け入れた鶏卵の格付の表示の確認を含む。）
- b) 肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項  
肉用鶏・鶏肉の区分管理に関する事項には、次の事項が含まれる。

- 1) 肉用鶏の区分管理（受け入れた肉用鶏の格付の表示の確認を含む。）
- 2) 鶏肉の区分管理（受け入れた鶏肉の格付の表示の確認を含む。）
- c) 国産鶏種の素びなに関する事項
- d) 国産飼料用米の利用に関する事項  
国産飼料用米の利用に関する事項には、次の事項が含まれる。
  - 1) 卵用鶏に給与される飼料の給与管理
  - 2) 肉用鶏に給与される飼料の給与管理
- e) アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項  
アニマルウェルフェアへの配慮に関する事項には、次の事項が含まれる。
  - 1) 鶏の飼養環境の改善への取組
  - 2) 鶏の輸送時の衛生管理、安全の保持及び鶏による事故の防止
- f) 防疫管理に関する事項  
防疫管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、有害動物の駆除を行わない場合は、**5)**を除く。
  - 1) 鶏舎内への昆虫、鳥獣類その他の有害動物の侵入・発生の予防
  - 2) 動物用医薬品の使用方法
  - 3) 抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策への取組
  - 4) 動物用医薬品の保管
  - 5) 有害動物の駆除
- g) 従事者及び入場者の衛生管理に関する事項  
従事者並びに鶏舎、卵選別包装処理施設及び食鳥処理場（以下“施設”という。）への入場者の衛生管理に関する事項には、次の事項が含まれる。ただし、施設内において喫煙及び飲食をしない場合は、**3)**を除く。
  - 1) 従事者及び施設への入場者に対する、疾病へのり患又はその疑いの報告の要求及び該当する者に対する措置
  - 2) 従事者及び施設への入場者への次の事項の周知徹底
    - － 作業着、帽子、マスク、長靴及び手袋等の着用
    - － 衛生管理区域内への装着品及び所持品持込みの制限
    - － 手洗いの手順、手の消毒及び爪の手入れ
    - － 喫煙、飲食、痰・唾の処理及び咳・くしゃみ等の制限
    - － トイレ利用の手順
  - 3) 施設内において喫煙又は飲食をする場合の措置

**5.2** 当該生産についての記録が当該生産ロットに係るものであることの確認をしなければならない。

**5.3** 当該生産ロットに係る生産行程が、次に掲げる事項に適合するものであることの確認をしなければならない。

- a) 卵用鶏養鶏業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.1**、**5.2**、**5.3.1**、**5.4**、**5.7** 及び **5.8** に掲げる事項
- b) 肉用鶏養鶏業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.2.1**、**5.2**、**5.3.2**、**5.4**、**5.7** 及び **5.8** に掲げる事項
- c) 卵選別包装業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.1.2**、**5.7.5** 及び **5.8** に掲げる事項
- d) 食鳥処理業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.2**、**5.4.2**、**5.7.5** 及び **5.8** に掲げる事項
- e) 鶏卵流通業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.1.2** 及び **5.7.5** に掲げる事項
- f) 鶏肉流通業者にあつては、**JAS 0013** の **5.1.2.2** 及び **5.7.5** に掲げる事項

## 6 生産行程の実地の調査

当該生産ロットに係る生産行程が、卵用鶏養鶏業者及び肉用鶏養鶏業者にあつては、**JAS 0013** の **5.5**、**5.6** 及び **5.9** に、卵選別包装業者及び食鳥処理業者にあつては、**JAS 0013** の **5.9** に適合するものであることについて、当該生産ロットの生産期間中に1回以上実地で確認をしなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和2年3月17日農林水産省告示第 513 号

制定文, 改正文, 附則等 (抄)

- 令和2年3月17日農林水産省告示第 513 号  
令和2年4月16日から施行する。